

自動車税・軽自動車税（種別割）に関するご案内

自動車・バイクの手続きはお早めに

問 税務課（☎内線147）

自動車税・軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在でナンバーのある方に課税されます。名義変更や廃車などの手続きをしないと、税金がかかり続けます。手続きの方法などは種別により異なります。

種別	手続きの受付窓口
・原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車（農耕作業用など）	中津川市役所税務課またはお住まいの市区町村役場 【持ち物】ナンバープレート、本人確認書類（運転免許証など）
・普通自動車 ・二輪車（125ccを超えるもの）	・岐阜運輸支局（岐阜市） (☎050-5540-2053) ・住所地管轄の運輸支局
軽自動車（三輪、四輪）	・軽自動車検査協会岐阜事務所（羽島市） (☎050-3816-1775) ・住所地管轄の軽自動車検査協会

車を手放す際の大切なお手続き（税止め）

中津川市で課税の対象となっている「岐阜」ナンバーの軽自動車やオートバイを、岐阜県外で廃車や名義変更などの登録手続きをした場合、中津川市での課税を止める手続きが必要です。特にオートバイは税止めされていないことが多く、手続きをしないと旧所有者に納税通知書が届いてしまい、思わぬトラブルにつながる場合があります。3月は窓口が混雑しますので、名義・住所の変更や廃車などの手続きはお早めにお願いします。

障がいの方の減免申請手続き

減免を希望される場合は、期間内に申請手続きをお願いします。

※減免の対象となる自動車は、普通自動車を含め1人1台のみです。

■継続の方で、内容に変更がない方

2月初旬に案内文書を送付しますので、郵送またはオンラインで手続きしてください。

■新規に申請される方、または継続の方で、内容に変更がある方

減免する自動車の種別に応じた窓口で手続きしてください。

▶窓口のご案内	とき	ところ	問
普通自動車 (臨時窓口)	3月6日(金)、5月15日(金) 9時～12時、13時～16時 (最終受付 15時30分)	恵那総合庁舎 (南棟会議室) ※東濃県税事務所（多治見） では、随時受付	岐阜県東濃県税事務所 (☎0572-23-1111)
軽自動車	2月2日(月)～6月1日(月) ※土日祝を除く	税務課、 各出先事務所	税務課（☎内線147）

福利厚生を充実しませんか？ ジョイセブン会員を募集

問 工業課（☎内線4263）



対象者 市内の中小企業や個人事業主

加入方法 事業者単位で申し込み

会費 月600円／人 ※入会金1,000円／人

問・申込 ジョイセブン事務局（☎65-1177）

設立30周年に合わせた記念事業も予定しています。

詳しくは二次元コードからご確認ください。

